

JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン
(47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け)

第 13 版（2023 年 3 月 1 日作成）

公益財団法人日本サッカー協会

目次

改定履歴		P. 2
----------------------	-------	------

はじめに		P. 4
----------------------	-------	------

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成		P. 5
2. ガイドライン策定の基本方針		P. 5
3. ガイドラインの運用方針		P. 6
4. コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって		P. 6
5. 活動再開にあたっての留意点（各種手引き・チェックリスト）		P. 13

（参考）各団体が発出する各種方針・ガイドライン等		P. 29
--	-------	-------

改定履歴

発行	日付	内容
第 1 版	2020 年 5 月 22 日	－
第 2 版	2020 年 6 月 12 日	● 5/25 公表の政府方針を踏まえた更新 (P.7,8) ● 熱中症の予防に向けた留意点の加筆 (P.15)
第 3 版	2020 年 7 月 20 日	● 一部の活動レベルにおける地域間移動にかかる扱いについての更新 (P.6,7,15) ● 感染状況悪化に伴う事業実施の考え方の加筆 (P.9-12) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の改定 (P.27-58) ● 健康チェックシートの様式改定 ※これまで 3 種類(参加チーム用、大会関係者用、メディア用)作成していたフォーマットを 1 種類に統一
第 4 版	2020 年 8 月 14 日	● 8/7 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた活動方針の修正 (P.6-8) ● 7/23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正 (P.9-11) ● ドブ漬けの扱いについての更新(P.18、チェックシート)
第 5 版	2020 年 8 月 27 日	● 8/24 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正 (P.9,10)
第 6 版	2020 年 9 月 1 日	● 競技会における応援スタイルについて、「禁止される行為」から「手拍子」の項目を削除 (P.37)
第 7 版	2020 年 10 月 12 日	● 9/11 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正(P.9～13) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.32、34、38～42、44、49～53、58、チェックシート)
第 8 版	2020 年 12 月 15 日	● 共通の留意事項に移動及び宿泊時の留意点を追記 (P.23～25、チェックシート(競技会運営用))
第 9 版	2021 年 1 月 19 日	● 「活動レベル」及び活動レベルに応じた「活動の範囲」の設定を廃止し、新たに「事業の実施における考え方」を提示 (主に P.8、9) ※その他本ガイドライン中の活動レベル等の記述は削除/修正 ● 1/7 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡で規定する、イベント規模・感染防止策の指針を追加 (P.9～11) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.36、40、42、44、46、52)
第 10 版	2021 年 12 月 22 日	● 政府方針の改定に伴う表現の修正 (P.5) ● 政府方針の改定に伴う「新たな活動レベルの考え方」の追加(P.6～11) ● 「トレーニング活動再開に向けた留意点 (チーム・指導者向け)」におけるフィジカルガイドラインの記述の加除修正 (参照先の追記) (P.21) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.31、34、35、36、39、44、45、46、チェックシート)
第 11 版	2022 年 5 月 20 日	● 政府方針の改定に伴うイベント開催制限の考え方の更新 (P.9) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.14、25、26、27、34、35、36、37、38、44、45、47、48、49、チェックシート)

第12版	2022年10月12日	● 政府方針の改定に伴うイベント開催制限の考え方の更新（P.10～12） ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正（P.26～32、35～42、44～49）
第13版	2023年3月1日	● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」を独立し当該部分を削除

はじめに

2020 年の年初より感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が停滞する中、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、政府の方針等に基づいて、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められており、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等においても、各種統括団体向けのガイドラインが策定・公表されているところです。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、こうした政府の方針や上位団体のガイドラインに基づき策定したものであり、各種の事業を再開するに当たっての道筋や基準を整理し、また、事業再開時及び再開後における感染拡大予防のための留意点を「手引き・チェックリスト」としてまとめたものです。

各都道府県サッカー協会・各地域サッカー協会（以下、「各 FA」）及び加盟チームにおかれましては、それぞれにおける事業や活動を実施される際に本ガイドラインを参照いただくとともに、適宜、運動部活動を実施する各学校等にも情報共有として展開ください。また、特に各都道府県協会におかれましては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、地域特性に応じた各都道府県のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは現段階の上位団体が作成するガイドラインや、得られている知見等に基づき作成しています。今後、これらが改定された場合には、本ガイドラインについても逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の要素により構成されます。

① 活動時の基準

サッカー活動の実施・再開にあたり、その可否を判断する際の考え方・指標などを提示

② 活動時の留意点（各種手引き・チェックリスト）

サッカー活動を実施する際に準備しておくべき事項、配慮すべきポイント等を整理

2. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては以下の項目を基本方針として掲げました。

① 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等、サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する

② 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない

③ リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④ 「新しい日常」・「[新しい生活様式](#)」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

⑤ サッカー界の抜本的見直し

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る（リスクとチャンス）

3. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方にに基づき運用されるものとします。

＜本ガイドラインの拘束力＞

本ガイドラインはあくまで、各 FA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。そのため、各 FA やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。

＜本ガイドラインの適用の優先度＞

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各 FA やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※各年代の日本代表チームについては、専門家の指示に基づき、感染予防策や検査等を実施の上で活動を行っていることから、本ガイドラインの適用対象外とします

※J リーグや JFL 等トップリーグの開催・運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます

＜運用の際の留意点＞

各 FA やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断をいただくようお願いいたします。

＜本ガイドラインの改定＞

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

4. コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって

(1) 活動の前提となるコロナウイルス感染状況のレベルの確認

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新型コロナウイルスの感染状況に応じて 5 つのレベルを設定しています。各 FA においては、それぞれの都道府県が現在いずれのレベルにあるのか、適宜自治体のホームページなどから確認してください。

レベル	状況	対策
4 (避けたい)	一般医療を制限してもコロナ対応ができない	● さらなる医療の制限 ● 「災害医療」的対策として、国が都道府県を支援・調整
3 (対策を強化)	一般医療を相当制限しなければコロナ対応ができない	● 大都市圏では緊急事態宣言 ● 集中検査、飲食店営業やイベント開催の制限 ● 地方部ではまん延防止等充填措置も含めた措置
2 (警戒を強化)	新規感染者が増加傾向 病床増で適切に対応できる	● 自治体が必要な対策に着手 ● 保健所の体制強化 ● 病床を段階的に確保 ● 感染リスクの高い行動回避を呼びかけ
1 (維持すべき)	一般医療が安定的に確保され、 新型コロナにも対応できる	● ワクチン接種の推進 ● 医療提供体制の強化 ● 基本的な感染対策の継続 ● 日常生活・社会経済活動の回復が可能
0 (感染者ゼロ)	新規陽性者がゼロ	

(出典) 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料などから JFA 作成

参考：

各レベルの分類における考え方(新型コロナウイルス感染症対策分科会作成資料)

新たなレベル分類の考え方		第10回新型コロナウイルス 感染症対策分科会
I. 新たな考え方		
○従来のステージ分類の考え方は、ワクチン接種が行われていない時期における新規陽性者数と医療逼迫との関係の検証を基に新規陽性者数を含めた様々な指標の目安を設定したものであった。 ○そうした中、最近になり、国民のワクチン接種率が70%を超え、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んできたことで、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以上に減少してきている。 ○したがって、新型コロナウイルス感染症との向き合い方について、新たな考え方が求められる。 ○すなわち、医療逼迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、教育や日常生活、社会経済活動の回復を促進すべきである。 ○一方で、地域の状況を個別に見ると新規陽性者数と医療逼迫との関係は都道府県によって大きく異なり、新規陽性者数の目安を全国一律には設定できない状況になってきている。 ○このことから、各都道府県が、各地域の感染の状況や医療逼迫の状況を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる必要が出てきた。 ○今回の新たな提言ではレベルを5つに分類するが、具体的に目指すべきは、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況（レベル1）であり、その維持のためには、以下(1)-(3)の対策を進める必要がある。 (1) ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 (2) 医療提供体制の強化（治療薬へのアクセス向上を含む） (3) 総合的な感染対策の継続 ①個人の基本的感染防止策 ②検査体制の充実及びサーベイランスの強化（国民の感染状況把握のための抗体検査等） ③積極的疫学調査の徹底（感染源調査及びワクチン・検査の戦略的实施等） ④様々な科学技術の活用（二次元バーコード（QRコード）、COCOA、健康観察アプリ、二酸化炭素濃度測定器（CO₂モニター）等） ⑤飲食店の第三者認証の促進 ○なお、医療提供体制の強化に関しては、常に医療機関と自治体が認識の一致に努め、最悪の状況も念頭に事前準備を行い、感染拡大の状況などを踏まえて、段階的に進める体制を構築する必要がある。		

新たなレベル分類の考え方		第10回新型コロナウイルス 感染症対策分科会
II. 新たなレベル分類		
○今回の5つのレベル分類の考え方は、感染の状況を引き続き注視するが、医療逼迫の状況により重点を置いたものであり、都道府県ごとに感染の状況や医療逼迫の状況等を評価するためのものである。 ○各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングについては、各都道府県が“予測ツール”^(※1)及びこれまで用いてきた様々な指標^(※2)の双方を用いて総合的に判断する必要がある。 (※1)公開されている予測ツールやその他の推計。なお、予測に際しては、感染者数が少ない場合や予測時点が遠い場合には、精度が低くなることにも注意が必要である。 (※2)新規陽性者数、今週先週比、PCR陽性率、病床使用率、重症病床使用率、入院率、自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値、重症者数、中等症者数、感染経路不明割合等のその他の指標の推移。中等症者数の状況については、各自治体のデータや国立感染症研究所の推計値等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいて公表していく予定である。		
レベル0（感染者ゼロレベル） ○新規陽性者数ゼロを維持できている状況である。 ○大都市圏では感染が持続していても、都道府県によっては新規陽性者数がゼロの状況が在り得る。 【求められる対策】 ○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。		
レベル1（維持すべきレベル） ○安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況である。 ○このレベルを維持し、マスク着用など「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を継続すれば、教育や日常生活、社会経済活動の段階的な回復も可能になる。 【求められる対策】 ○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。		

レベル2（警戒を強化すべきレベル）

- 新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができていく状況である。
- このレベルでは、短期間にレベル3に移行する可能性があることから、様々な指標^(※2)を注視しつつ、警戒を強化する必要がある。
- 特に大都市圏でレベル2になった場合には、地方部への感染拡大を抑制するための施策を準備する必要がある。

【警戒強化のための状況の見える化】

- 都市部や地方部に関わらず、各都道府県は、地域の実情に合わせて、以下(1)-(2)に示す方法も用い、その時点の感染や医療の状況及びその後の予測について見える化を進める必要がある。
 - (1) 感染及び医療の状況についての“予測ツール”や上記の様々な指標^(※2)の利用
 - (2) 保健所ごとの感染状況の地図^(※3)などの利用
- (※3)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで提示していく。
- レベル1からレベル2への移行の指標及び目安は、地域の実情に合わせて、保健所の逼迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定することが考えられる。
- なお、地方部ではクラスターが少しでも発生すると新規陽性者数の急激な増加につながる事が考えられることから、特に、医療提供体制が脆弱な自治体ではレベル2への移行を早期に検討する必要がある。
- その際、新規陽性者数自体は、これまでと同じ値であったとしても、ワクチン接種率の向上等により、これまでよりも医療への負荷が小さくなっていることに留意する必要がある。

【求められる対策】

- 各都道府県は、上記の見える化を通して感染の状況を定期的に予測し、以下のような対策を講じることが必要となる。
- 自治体は人々が感染リスクの高い行動を回避するように呼びかけを行う必要がある。また、自治体は、感染拡大防止のために必要な対策を講じると共に、保健所が逼迫しないように保健所の体制強化を行う必要がある。
- さらに、都道府県は、感染や医療の状況を踏まえ、医療機関と協力して、この時点で必要な病床を段階的に確保していく必要がある。レベル2の最終局面では、一般医療に制限を加えつつも、レベル3の最終局面において必要となる病床の確保に向け準備を行う必要がある。その際、都道府県は、コロナ医療として、オンライン診療の積極的な利用も含め、入院療養、宿泊療養及び自宅療養を一体的に運用していく必要がある。
- その他、国及び都道府県はレベル3で行う対策の準備を進める必要がある。

3

レベル3（対策を強化すべきレベル）

- 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況である。
- レベル3に移行すると“強い対策”を講じる必要が出てくる。
- このレベル3は、“強い対策”を講じるという意味においては、これまでのステージの考え方^(※4)の概ねステージ3の最終局面及びステージ4に当たる。
- (※4)「感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言」（令和3年4月15日提言）。

【対策強化のタイミング】

- レベル2で用いた“予測ツール”及びその他の様々な指標^(※2)に基づき、「3週間後に必要とされる病床数」を都道府県ごとに推計する。
- レベル2からレベル3への移行については、この「3週間後に必要とされる病床数」が各自治体において確保病床数に到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に、都道府県が総合的に判断する。その際には、感染状況その他様々な指標^(※2)も併せて評価する必要がある。

【求められる対策】

- 国及び都道府県は、自治体及び事業者、国民に対して、強い呼びかけを行う必要がある。
- 大都市圏では都道府県を越えた社会経済圏が一体の地域について広域的に“強い対策”を講じることが必要になる。その際の“強い対策”には、病床の更なる確保に加え、例えば、緊急事態措置以外にも、感染拡大防止のために、クラスターが生じている場所や集団に対する集中的な対策（ワクチンや検査の戦略的かつ集中的な実施、飲食店やイベントの人数や時間の制限、対面授業の自粛要請等）を講じることが考えられる。なお、社会経済活動の制限緩和のためのワクチン・検査パッケージの利用については、状況に応じ、継続運用や停止を検討することも必要である。
- 一方、地方部では感染状況が多様であることから、まん延防止等重点措置も含め各地域にふさわしい効果的な対策を講じる必要がある。
- 国は、都道府県の医療逼迫の状況等を総合的に判断して、感染拡大防止策及び医療提供体制の強化など必要な措置を機動的に講じる必要がある。

レベル4（避けたいレベル）

- 一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況である。
- 具体的には、このレベル4では、各自治体の最大確保病床数を超えた数の入院が必要となってくる。この段階になると集中治療の再配分等も現場で検討せざるを得なくなる。

【求められる対策】

- 医療逼迫の状況によっては、都道府県及び医療の現場の判断に基づき、更なる一般医療の制限や積極的疫学調査の重点化などを含めた対応が求められる。国においては、災害医療的な対応として都道府県の支援及び都道府県間の調整を行うとともに、国民に対しても医療の状況について周知する必要がある。

Ⅲ. 強化された対策の解除

- レベル3で強化された対策については、「緊急事態措置解除の考え方」（令和3年9月8日提言）で示した以下の“医療逼迫に関する指標”に基づき解除を行う必要がある。

（1）新型コロナウイルス感染症医療の負荷

- ①病床使用率：50%未満。
- ②重症病床使用率：50%未満。
- ③入院率：改善傾向にあること。
- ④重症者数：継続して減少傾向にあること。
- ⑤中等症者数：継続して減少傾向にあること。
- ⑥自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値^(※5)：大都市圏では60人/10万人程度に向かって確実に減少していること。その他の地域でも特に療養等調整中の数が減少傾向又は適正な規模に保たれていること。
- (※5)保健所の逼迫の指標。当該指標については各地域の療養者への対応の在り方についての考え方も踏まえて評価すること。なお、今後、自宅療養者について、日々、自宅に於いて臨床医のオンライン等による診療が受けられるようになった場合には、60人/10万人程度よりも高い値を目安として判断することも考えられる。

（2）一般医療への負荷^(※6)

- ①救急搬送困難事案：大都市圏では減少傾向又は解消。
- (※6)実務的・技術的に全国一律の把握や指標化が難しいとしても、今後、ICUの新型コロナウイルス感染症患者とそれ以外の患者の利用状況など、医療システム全体を総合的に評価していく必要がある。

（3）新規陽性者数^(※7)

- 新規陽性者数については、2週間ほど継続して安定的に下降傾向にあることが前提となる。
- (※7)大都市圏では、(1)⑥自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値の60人/10万人程度は新規陽性者数の50人/10万人程度に相当すると考えられる。

(2) 事業の実施における考え方

コロナ禍における事業の実施にあたっては、大きく下記の考え方に基づき、事業の実施主体 FA が適切に対応を判断してください。

- 政府が発信する方針や通知、及びそれらを踏まえた各自治体、教育委員会、上位団体等からの要請に応じて、各事業主体 FA が事業の実施有無や参加対象者の範囲を判断する
- 事業が2つ以上の自治体間をまたぐ場合には、各自治体の感染状況及びそれぞれの自治体、教育委員会等が発信する要請等を踏まえ、関係者間で協議の上、事業の実施可否等を判断する
- 事業を実施する場合は、当該都道府県、市区町村がいずれのレベルにある場合でも、本ガイドラインや各種手引き、各機関が提示する指針等に基づき、感染予防対策を徹底する
- 緊急事態宣言が発出された場合において、特に学校の休校やイベントの開催自粛など、サッカー関連事業に大きな影響を及ぼす強い要請がある場合には、積極的に事業の中止や延期を判断する

なお、上記に関して政府等が発信する主な方針等は以下のものが挙げられます。

① 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部）

政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものです。スポーツ活動も含めた大きな方針がこちらで示されます。

本方針は緊急事態宣言発出などに伴い、改定が随時行われますので、常に最新のものを把握するよう留意してください。

※対策本部 HP では過去のものも含めて資料が掲載されているため最新版を確認してください

② 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの通知

主に「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡」として、緊急事態宣言の

発出に伴う基本的対処方針の改定等に合わせて、都道府県知事や関係省庁宛に発出されるものであり、催物（イベント等）の開催制限や、施設の使用制限等についてもこちらの文書にて具体的な指針が示されます。

※推進室 HP では各種資料と混在して掲載されているため検索の際はタイトルを確認ください

③ 関係省庁からの通知

①や②の各種方針や通知等を踏まえ、関係省庁が主に都道府県知事等をはじめ、制度上所管する機関や、関連団体に対して通知を行います。部活動を含むスポーツの関係では、[文部科学省もしくはその外局であるスポーツ庁からの通知](#)が主なものとなります。

④ 各自治体・教育委員会等からの通知

上記①、②、③を踏まえて、各都道府県や市区町村の自治体・教育委員会、スポーツ統括団体等が各種学校、スポーツ団体等に対して通知が発出されます。特に部活動を含む学校活動の運用における方針などについては、同じ上位機関の指針を受けたものであっても、自治体によって取り扱いが異なる場合がありますので、事業の実施を検討する場合は必ず自地域の自治体の方針について確認するよう留意ください。

(3) 事業実施時の規模の考え方と感染防止策

事業実施における規模については、政府が示す指針に基づいて事業主体 FA が適切に参加者数等の調整を行ってください。また、規模に応じた感染防止策として、政府の指針にて示されるもののほか、本ガイドラインの各種手引きに記載するものを合わせて実行するよう努めてください。

別紙 1,2 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡

[「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」\(令和4年9月8日\)](#)

感染状況に応じたイベント開催制限等について				別紙 1
		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）	
下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	
	収容率上限(注2)	100%（注4）（注5）	大声なし：100% 大声あり：50%（注5）	
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人	
	収容率上限(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%	
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注6）	原則要請なし（注6）	
	人数上限(注2)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注7）	5,000人	
	収容率上限(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%	

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
（注2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
（注3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
（注4）安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
（注5）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）
（注6）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
（注7）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策 ②エアロゾル感染対策 ☐ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 - 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） - 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け - 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% - 屋外開催は除く ☐ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 ③接触感染策 ☐ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	☐ 各施設の設備に応じた換気 - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 - 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ☐ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照 ☐ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ☐ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ☐ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策 ④飲食時の感染対策 ☐ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知	☐ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ☐ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ☐ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等）

イベント開催等における必要な感染防止策		別紙 2
基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること	
1. イベント参加者の感染対策		
(1) 感染経路に応じた感染対策		
① 飛沫感染対策 □ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底 - 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保 - 大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける） - 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、⑧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。	○ マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 （大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 - マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整 - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 ○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導 ○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導	
「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、 □ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保 □ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施	○ チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底 - イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底 - 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売 ○ 主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底	

イベント開催等における必要な感染防止策		別紙 2
基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること	
(2) その他の感染防止策		
⑤ イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備	
⑥ 感染拡大対策 □ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起	○ 感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知 ○ COCOAや各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討） ○ チケット購入時の参加者の連絡先把握	
2. 出演者やスタッフの感染対策		
⑦ 出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策（舞台上等でのマスク着用の有無などに応じた適切な距離の確保、換気、飲食を伴う際の適切な感染対策等）の実施 ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知	

（補足）これまでの「活動レベル」及び各レベルにおける「活動の範囲」の取り扱いについて

第8版までのガイドラインにおいて示していた、各感染拡大ステージに連動し設定する「活動レベル」及び各レベルにおける「活動の範囲」については、緊急事態宣言の発出の際に各機関・自治体等より要請される、各種の活動やイベントの開催にかかる制限・留意点などがその時の宣言によって変動することや、関係者の尽力によるサッカー活動現場における各種感染防止策の実行・定着等の状況を踏まえ、一律の文言等をもって行動や活動を規定することが実情にそぐわないと判断し、廃止することといたします。本ガイドラインを参照される方々におかれては、今後、これまで以上に、政府及び各自治体等が示す指針等の把握に努め、内容を十分に理解した上で、それぞれの活動の実施について適切な対応をいただくようお願いいたします。

（4）感染状況悪化に伴う事業実施の考え方

新型コロナウイルスの感染状況は、季節や新型株の発生などにより常に変化します。感染状況が悪化する場合には、自治体の方針等を踏まえ、各地域 FA・47FA での事業の実施について、本ガイドライン基本方針に立ち返り、安全最優先で事業の継続・延期・中止等を再検討くださいますようお願いいたします。

<前提>

ガイドライン策定の基本方針

- ・安全最優先
- ・不当な扱い、差別等の禁止
- ・リスペクト
- ・「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応
- ・サッカー界の抜本的見直し

<感染状況の把握>

感染状況の悪化にともない、当該地域・都道府県がどのレベルに該当するかについては、当該 FA が属する自治体の示す警戒レベル（警報・アラート等）を解釈し、各 FA にて主体的に判断し、感染状況を把握いただくようお願いいたします。

5. 活動再開にあたっての留意点 (各種手引き・チェックリスト例)

- [各種活動の再開に当たっての共通的留意事項](#) P. 1 4
- [トレーニング活動再開に向けた留意点（チーム・指導者向け）](#) P. 2 2
- [講習・研修会主管 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 2 6
- [審判員・審判指導者用（試合参加時）新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 2 7
- [フットボールセンター管理 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 2 8

各種活動の再開に当たっての共通の留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の「[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、各事業の実施における共通の留意事項を整理しました。各 FA 及び各チームの責任者の方におかれましては、原則全ての事業において下記のポイントを踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

また、当該共通の留意事項とは別に、競技会や研修会などの事業によって個別に手引きやチェックリストを作成しておりますので、随時合わせて参照ください。

なお、各種活動の再開においては、当該活動が実施される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、JFA にお問い合わせいただくとともに、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へご相談ください。

＜参加者の安全を最優先にした行動を＞

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、**各都道府県における活動の再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行っていただくようお願いいたします。**緊急事態宣言が解除された地域や都道府県知事から自粛要請が解除された地域においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、イベント等の延期や中止の判断を積極的に行ってください。

＜不当な扱い・差別等を許容しない＞

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されていますが、**サッカー界は、このような差別等[※]の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨みます。**各 FA におかれましても、現場や SNS 等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止していただき、行為が続くようであれば毅然とした対応をお取りくださいますようお願いいたします。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮してください。

※ここでいう「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれます

1. 事前の対応

事業主体 FA は、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいては FA 及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、イベント等の事前、当日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

事業主体 FA がイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。FA の感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いします。

(1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）

- 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- 過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) イベント等参加者全員のマスク着用

(3) 事業主体 FA が示す注意事項の遵守

(4) スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

(5) イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

2. 会場における感染防止対策

事業主体 FA は、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。なお、アルコール類の販売は当面は行わない。
 - i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
 - ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
 - iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
 - iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する

- 座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- 喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体のFAは、以下の対応を行ってください。

- 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

(4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。事業主体FAは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体FAは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者 や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(6) メディア対応における注意事項

- イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- 代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声がけをしてください。また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。
- メディアは、取材日の14日前から健康状態を管理・記録し、当日の健康状態に問題がないことを確認した上で取材をすることができます。

取材者には14日間の健康管理・記録を依頼し、以下いずれかの方法で健康状態に問題が無い旨をご確認ください。

-健康チェックシート※を事前に送付し当日回収する

-過去14日間および当日の健康状態に問題がない誓約サインを当日回収する。

- 競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱いに十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前 2 週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体FAは、P.21に記載の「[スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について](#)」を参照するとともに、政府が示す「[新しい生活様式](#)」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

① マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

② エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③ 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9) その他

これら（１）～（９）を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のFA及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

3. 移動・宿泊

競技会やイベントの事業主体FA及びその参加者は、各イベント等の参加にあたり、移動や宿泊が発生する場合は以下の点に留意して対応してください。

(1) 移動

① 飛行機、新幹線

i. 飛行機

航空機内は、空気が約3分で、すべて入れ替わる換気のよい空間であるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

ii. 新幹線

新幹線の車内も、6～8分ですべての空気が入れ替わるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

② バスによる長距離移動

i. バス会社への事前の依頼事項

- 事前に車内を消毒する
- 運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する

ii. バス車内での社会的距離

- バス内は密をさけるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける（目安：定員50%まで）
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する

iii. その他の注意事項

- バス内ではマスクを着用する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
- サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

③ 近距離の移動

i. 近距離の場合の参加者の移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する。尚、会場の駐車場利用については主管FAの指示に従うこと

ii. 移動に際して、以下の点に留意する

- マスクを着用する
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台に分乗して選手間の社会的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保を検討する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

④ 移動中の食事

i. 電車又はバスの車内は手狭であり、食事の際、マスクを外すことになるため、感染及び濃厚接

触を防ぐ観点から、移動中には食事を摂ることが推奨される。

ii. 移動中に食事をとらざるを得ない場合、以下例のとおり感染防止に十分配慮する。

- 車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- 車内の換気に留意する
- 食事をする者以外は、マスクをする
- 食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- 食事は、できるだけ短時間で済ませる

（２）宿泊

実施する競技会やイベントにおける宿泊の可否については、事業主体FAが主体的に判断を行ってください。その上で宿泊を伴う場合は、事業主体FAは、イベント等に参加するチーム・団体・個人等に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 接触による感染リスクからの回避

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする

- i. 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
- ii. 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
- iii. 時間指定等により食事会場に参加者の団体の専用とすることができるか検討する
- iv. 参加者が使用する部屋は事前に消毒、換気する（宿泊施設への依頼）
- v. 参加者の不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる

② 手指消毒液の設置

参加者が訪れる各所に手指消毒液を設置する

（食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下（フロア等を専有する場合）、その他）

③ チーム・団体の行動規範

- i. 自室以外ではマスクを着用する
- ii. エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
- iii. ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

④ 部屋割り

- i. 個室を基本に、可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する（対応できない場合は、参加者の対策や体調管理を徹底する）
- ii. 部屋の換気を良くする（温度21度、湿度50～60%が推奨される）

⑤ 食事

- i. 座席は、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保し、向かい合わせの配席はしない
- ii. 十分に広い部屋がない場合、グループを分けて食事時間をずらす
- iii. 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意する
- iv. 食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにし、片付けは食事終了後に行う
- v. ビュッフェ形式は、取り分けにより感染リスクが想定されることから見合わせる

⑥ ミーティング

- i. 可能な限り、WEB会議システムの利用を検討する
- ii. 対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する

iii.参加者は社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保して着席する

4. 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。

トレーニング活動再開に向けた留意点（チーム・指導者向け）

1. 日常のトレーニング及び練習試合における「感染予防」のためのチェックリスト

チーム・指導者用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

[illegible]

※このリストをもとに各チーム・指導者が地域の実情に応じてカスタマイズする。

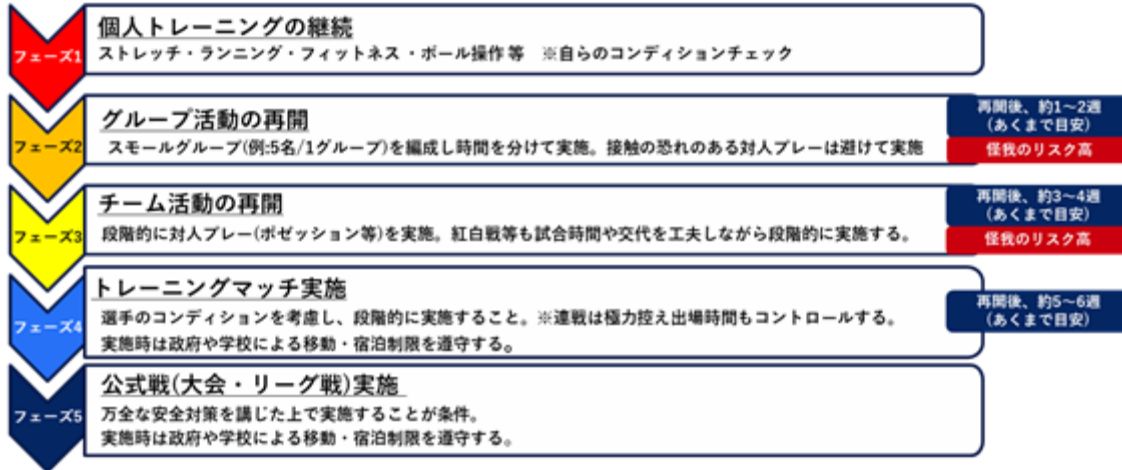
手一△感謝劉陳賢作者：

2. 「段階的なトレーニング再開」のための留意点（コンディショニングの観点から）

＜各フェーズにおけるトレーニング及び活動内容＞

活動再開におけるタイムラインを5段階のフェーズに分類しました。

※以下のフェーズはあくまで選手の身体的負荷を考慮した参考情報となります。



＜段階的なトレーニング再開にあたっての基本情報＞

サッカーファミリーの
心と体の健康のために

フィジカルフィットネスプロジェクトより
指導者のみなさまへ

子どもたちは、思っている以上に活動自粛期間中の
運動不足により基礎的な体力が低下しています

【持久力】
マラソンのような持久力よりも
ダッシュ等を反復して繰り返す
ための回復能力が大きく低下!!

【筋力】
持久力ほどではないが
筋力も低下
体重増加の可能性もあり

サッカーに必要な体力
ダッシュ、ターン、キックなどを行う「筋力」
それらを繰り返せる「持久力（回復能力）」

自主トレ（ジョギング程度）だけでは、サッカーに必要な体力は**低下**

これらを「段階的」に高めないで「ケガ」につながる**可能性大**

【「段階的」に高めていく】

- トレーニング時間
- トレーニング強度
- トレーニング要素の種類

【長期休み明けTRの注意点】

- トレーニング時間の長さ
- トレーニング強度の高さ
- 急激な時間と強度の増加

- 早く体力を取り戻そうと**焦る必要は全くありません**
じっくりと時間をかけて子どもたちに**必要な体力**を戻しましょう
- 成長期なので個人のペースに合わせましょう。セット間、セッション間の**インターバル（休憩時間）**をしっかりと、**水分補給**などで回復してからトレーニングしましょう
- オフ明け後は、ケガのリスクが増大します
⇒ トレーニングのやり過ぎに注意して**段階的**に進めましょう！

ケガの予防についてはJFAホームページ内、11+もご参照ください

<https://www.jfa.jp/medical/11plus.html>

2020年5月



JFA では**サッカー活動再開のためのフィジカルガイドライン**を策定しています。

これまでの情報も含めて集約・随時更新しておりますのでご参照ください。

3. スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について (公益財団法人日本スポーツ協会資料より)

これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなりますので、より注意が必要となります。

スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛沫感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはもちろん、次のことが重要です。

- 周囲の人と距離を空ける
- こまめに手洗いあるいはアルコール消毒を行う
- スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する



さらに、スポーツ活動再開時は、以下についての配慮が必要となります。

1) 体力低下と暑熱順化に配慮する※1

これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。

2) 日頃の体調管理と体調チェックを徹底する※2

体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。日頃から睡眠、食事をしっかりと、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動を行う前に必ず体調をチェックするように心がけてください。このことは、スポーツ活動中の熱中症予防はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

3) マスクを着用できない場合は

周囲の人との距離を十分に空ける※3

スポーツ活動中も飛沫の拡散を予防するため、できるだけマスクを着用することが望まれます。ただし、マスクをつけてスポーツを行うと呼吸がしづらくなるため、これまでよりも運動強度を落として行うよう心がけてください。激しい運動を行うなどマスクが着用できない場合は、周囲の人との距離を十分に空けるよう心がけてください。

※1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (日本スポーツ協会)

熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原則として「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」としてまとめています。
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>



※2 安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは？ (スポーツ庁)

新型コロナウイルス感染症対策に関するスポーツを行う際のポイントとして、1) 運動やスポーツを始める前に行うこと(体調チェック)、2) 感染予防のための基本的な対応、3) 運動・スポーツの種類ごとの留意点がまとめられています。

<https://www.mext.go.jp/sports/content/000050039.pdf>



※3 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会)

新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること、2) 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする、3) スポーツを行っていない間についてはマスクを着用すること(スポーツ活動中は可能な範囲でマスクを着用すること)などが定められています。

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



「N95」などの医療機関で使用される高機能マスクは通気性が悪く、スポーツ活動時の使用は勧められません。飛沫の拡散を予防することが目的となるため、普通のマスクで結構です。あるいは、マスクの代用としてネックゲイターやバンドナで顔を覆うなど工夫してください。疲れたらマスクを外して休憩を取りましょう。



4. スポーツ活動の意義（JFA の理念・ビジョン・バリュー）

新型コロナウイルスの影響下で活動が制限されていますが、活動の意義をもう一度確認しましょう。

【JFA の理念】

心身の健全な発達

【JFA のバリュー】

エンジョイ:スポーツの楽しさと

喜びを原点とすること

**この時期だからこそ、
スポーツ活動をする喜びや大切さがあります。
スポーツを楽しみ、喜びを感じ、心身の健全な
発展につなげましょう！**



講習・研修会主管 F A 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
0 事前検討事項	(1) 日程を短縮して開催することができないか。		
	(2) 人数を縮小しての開催、分散開催ができないか。		
	(3) オンラインでの研修（講義等）ができないか。		
	(4) 宿泊を伴わないカリキュラムやスケジュールを考えられないか。体力的に無理のない日程を考えられないか。		
1 事前確認事項 (参加者・スタッフ)	(1) 主管FAは感染対策責任者を定める。 主管 F A の感染対策責任者は参加者・スタッフに以下の事項を事前に伝達する。 (1) 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる事 ・ 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる (2) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 当日参加する参加者・スタッフ全員がマスクを着用する (3) 健康チェックシートに記入し提出してもらう (4) 講習・研修会に参加する上で主管 F A が示す注意事項を遵守してもらう (3) 参加者・スタッフにそれぞれの地域の自治体から会場となる地域への移動制限が解除されており、会場への移動が問題なく行えることを確認する。 (4) 参加する全ての参加者・スタッフ「新しい生活様式」に従って日々の感染症対策、健康管理を行っていることを確認する。 (5) 参加する全ての参加者・スタッフの中に濃厚接触者として2週間の健康状態観察中の人がいないことを確認する。 (6) 参加者・スタッフの保護者などには関係者全員が講習・研修会開催を了解しており、会場、日程、カリキュラム内容を理解していることを確認する。 主管FAの感染対策責任者は、事前に下記事項を会場（グラウンド）の管理者等に確認する。 (7) ①会場（グラウンド）が感染対策を十分に行っているか否か。 ②他団体がいままで同会場を使用するか。直前に使用する場合、当該団体の感染防止対策が適切になされているのか否か。 (8) 講習・研修会運営に関わる全員が感染対策を認知し、運営準備段階からマスクの着用、手洗いの厳行を行う。 (9) 前日及び当日に体調の悪い人は躊躇せず申し出て会場に來ない。足を運ばないルールを講習・研修会関係者間で事前に徹底する。 (10) 講習・研修会に関わる全ての人（FA、ボランティア、会場、その他関係者）に健康チェックシートを提出してもらい健康状態チェックを行う。 (11) 健康状態チェックで体調が悪い人がいた場合は、参加させない。		
	グラウンド		
	(1) 会場（グラウンド）入口に消毒液を設置する。		
	(2) 会場（グラウンド）のロッカールームが狭い、換気がしにくい構造の場合、別の部屋を準備するか屋外（グラウンド脇など）にテントの仮設ロッカールームを設置する。		
	(3) ベンチで間隔を空けて座れるよう、テント等で追加ベンチを設置する。（暑熱対策から屋根付きベンチとする）		
	(4) 可能な限り、更衣室、ベンチ、控室、トイレ等の消毒を行う。		
	(5) トイレの個室に「流す時は蓋を閉める」表示、洗面所に「手洗いは30秒以上」の掲示を行う。		
	(6) 備品の共有はできるだけ避ける（ビブス等）		
	(7) 飲料は必ず各自で専用のボトル等を用意する。クーラータンクなどで共有しない。		
	(8) ドブ漏れを使用しない。		
	研修室		
	(1) 会場（研修室）入口に消毒液を設置する。		
	(2) 座席の間隔を広げる。		
	(3) 演壇と参加者の座席の間隔を広げる		
	(4) 集合・解散の挨拶時に握手やハグ行為は行わない。		
	(5) 大声は避ける。		
	(6) 講習中もマスクを着用する。		
	(7) 備品の共有はできるだけ避ける（ペンやマジック等）		
	(8) 全て諸室のドアを全て開けた状態に保つ。（換気、ドアノブを触らないよう配慮。）		
	(9) 諸室の窓を全て開けた状態に保つ。（換気）		
	(10) 研修室の換気を十分に行う。		
2 施設対応	宿泊施設		
	(1) （宿泊）		
	(2) 1部屋あたりの宿泊人数は、ベッド（布団）とベッド（布団）の間隔を十分に確保できる人数とする。		
	(3) リネン・室内備品類の交換頻度をできるだけ多くする（施設との交渉）。		
	(4) 入室時に手洗い・消毒		
	(5) 窓を開けた状態を保つ（換気）		
	(6) 就寝時以外のマスクの着用		
	(7) （食事）		
	(8) 食事会場入室時・食事直前の手洗い・消毒の徹底		
	(9) セットメニューでの提供（ビブスはNG）		
	(10) カトラリー類は随時提供し、まとめて入っている状態からとらない。		
	(11) 飲料の提供の工夫（カップ・コップを共有しない）		
	(12) 食事会場スタッフのマスク着用依頼		
	(13) 座席は可能であれば向かい合わせや隣接しないように人と人の間隔をあける。		
	(14) 食事中の会話に配慮する。		
	(15) （入浴・洗濯）		
	(16) 大浴場の場合は、一度に入浴する人数を制限し、分散して入浴するよう工夫する。		
	(17) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開け放しにする		
	(18) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	(19) できるだけ、まとめて洗濯するのではなく、個人で洗濯。←要確認		
3 期間中対応	(1) 会場で運営に携わる人全員がマスクを着用していることを確認する。		
	(2) 人員配置を必要最小限に絞る。（明確な業務のない人は来ない）		
	(3) 講習・研修会に関わる全ての人（FA、ボランティア、会場、その他関係者）に健康チェックシートを提出してもらい健康状態チェックを行う。		
	(4) ③で体調が悪い人がいた場合は、どのようなポジションの人でもすぐに帰宅させる。		
4 事後対応	(1) 帰宅後14日以内に運営に関わった人の中から感染者が出た場合は、FAに報告する。また参加者全員にその旨を伝える。		
	(2) 帰宅後14日以内に参加者から感染者が出た報告があった場合は、FAに報告する。また参加者全員にその旨を伝える。		
5 移動 (参加者・スタッフ)	(1) 原則してマスクを着用する。屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすことができる		
	(2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュを避け、混んでいる車両を避ける。		
	(3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。		
	(4) 切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない。		
	(5) 電車・バス等において、常に他者と距離をとり、会話を控える。		
	(6) 目的地に到着後、特につり革、手すりなどを触れた手を手洗い、消毒、うがいをする。		
	(7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。		
6 備品確認 (感染予防対策)	(1) 感染対策実施のために必要な備品リストを作成し、それを施設担当者と共にの上、当該備品の用意について前日までに確認する。		
	(2) 感染対策実施のために以下の備品を準備する。 ①スタッフ用マスク（ 個） ②アルコール消毒液（ 個） ③液体石鹸（ 個） ④ペーパータオル（ 個） ⑤ゴミ袋 ⑥各自の飲料水用のボトル ⑦ドアストッパー		

※このリストをもとに各FAが地域の実情に応じてカスタマイズする。

審判員・審判指導者用（試合参加時） 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
1 事前準備	(1) 審判チーム内において感染対策責任者を定め、競技会主管FAの感染対策責任者を把握する。		
	(2) 競技会・試合に参加する上での注意事項を審判員・審判指導者全員が理解する。（不安がある場合は参加を見送る）		
	(3) 日常から健康管理表を作成し、毎日健康チェックを行う。		
	(4) 未成人審判員の保護者が、競技会の会場、日時、対戦相手を理解しており、審判員の参加を了承している。（了承しない場合は無理に参加させない。）		
2 往復の移動	(1) マスクを着用する。		
	(2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける。		
	(3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。		
	(4) 切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない。		
	(5) 電車・バス等において、常に他者と距離をとり、会話を控える。		
	(6) 目的地に到着後、特にすり革、すりなど触った手を手洗い、消毒、うがいをする。		
	(7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。		
3 試合前	(1) 審判員はウームアップ実施以外の時はマスクを着用する。審判指導者は常にマスクを着用する		
	(2) 健康チェックシートを主管FAの感染対策責任者に提出する。		
	(3) 着替えを素早く済ませる。		
	(4) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする		
	(5) 審判打合せは会場内の3密を避けた場所にて手早く済ませる。		
	(6) 更衣が終了したらすぐに更衣室を出る。		
	(7) 審判指導者は審判員に試合前、試合中、試合後ともに接触も会話もしない。会話が必要な場合、お互いにマスクを着用し距離を保ち、最小限の会話に限定する。		
4 試合中	試合関係者のコミュニケーション、給水等		
	(1) 選手等との不要な接触を避ける。		
	(2) ピッチ上で選手と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。		
	(3) 第4の審判員は試合中もマスクを着用する。		
	(4) 第4の審判員は試合運営責任者等とのベンチでの距離を保つ。		
	(5) 試合の間に行う飲水は自分専用のボトルを使用する。		
	(6) ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐いたり、手鼻をかまない。		
	(7) うがいした水をピッチ内に吐かない。		
	ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応		
	(1) 更衣室に戻る前に消毒や手洗い、うがいをする。		
	(2) 退席や退場の判定の際等、選手や監督と会話をする必要が生じた場合は、距離に十分配慮し、必要最低限の会話に限定する。		
	(3) 怪我をした選手にむやみに接触しない。また、ピッチ外に当該選手を移動させる際は、おんぶやだっこを避け、担架を活用する。		
	(4) 試合後の選手との挨拶は行わない。握手もしない。		
	(5) 試合後の審判員と審判指導者、及び審判員同士の振り返りミーティングはどちらも行わない。後日に別の方法（電話、メール、オンラインミーティング等）で行う。		
5 試合後	(1) 更衣室は窓を開けっぱなしにし、更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。		
	(2) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	(3) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。		
	(4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分するか、持ち返る。		
6 帰宅後の過ごし方	(1) 手洗いうがいを徹底する。		
	(2) バランスの良い食事をする。		
	(3) 検温と共に行動記録を書く。		
	(4) 早めに就寝し、十分な睡眠時間を確保する。		
7 事後対応	(1) 帰宅後14日以内に感染が発覚した場合は、主管 F A の感染対策責任者に速やかにその旨伝える。		

審判員・審判指導者名： _____

フットボールセンター管理FA用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
1 全般的な事項	(1) 感染防止のためのチェックリストを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること		
	(2) 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること		
	(3) 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること		
	(4) 利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと		
	(5) 利用者の感染症発症や、地域の感染拡大の可能性への対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと		
2 施設の予約時の対応 （利用者に求めること）	(1) 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う） ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合		
	(2) マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）		
	(3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること		
	(4) 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）		
	(5) 利用中に大きな声で会話、応援等しないこと		
	(6) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと		
	(7) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること		
3 当日の受付時の対応	(1) 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること		
	(2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛けること		
	(3) 人と人に対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること		
	(4) 利用者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと		
	(5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること		
	(6) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を選択できるようにすること		
	(7) 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと		
	(8) 利用者から健康チェックシートの提出を求めること		
	(9) 利用者がマスクを準備しているか確認すること		
	(10) 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること		
4 準備すべき事項の対応	手洗い場所		
	(1) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること		
	(2) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること		
	(3) 手洗いの後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）		
	(4) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬を用意すること		
	更衣室、休憩スペース		
	(1) 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）		
	(2) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること		
	(3) 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること		
	(4) 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に対応すること		
	(5) スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること		
	洗面所		
	(1) トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること		
	(2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること		
	(3) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること		
	(4) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること		
	(5) 手洗いの後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）		
	スポーツ用具の管理		
	(1) 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること		
	(2) やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限に上まで、こまめに消毒すること		
	(3) スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をすること		
	(4) 貸出前後に消毒すること		
	観客の管理		
	(1) 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること		
	(2) 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること		
	運動・スポーツを行う施設の環境		
	(1) 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと		
	(2) 体育館の床をこまめに清掃すること		
	(3) 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること		
	施設の入口		
	(1) 手指の消毒設備を設置すること		
	(2) 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること		
	ゴミの廃棄		
	(1) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること		
	(2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸（ポンプ型の液体または泡石鹸）と流水で手を洗い、手指消毒すること		
	清掃・消毒		
	(1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること		
	(2) 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前・終業後に清拭消毒すること		
	その他		
	(1) イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと		
	(2) 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること		
	(3) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること		
	(4) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること		

(参考) 各団体が発出する各種方針・ガイドライン等

発行元	方針・ガイドライン等
世界保健機関 (WHO)	Considerations for sports federations/sports event organizers when planning mass gatherings in the context of COVID-19: interim guidance (英語)
厚生労働省	「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
内閣官房	新型コロナ感染症対策本部資料 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP) 業種別ガイドライン一覧 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP)
文部科学省	学校再開に向けて (Q&A、通知等)
スポーツ庁	「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 (2020.5.14)
日本スポーツ協会 日本障がい者スポーツ 協会	「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」 (2020.5.14) 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (改訂版)」 (2020.5.29)
日本スポーツ協会	スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
サッカー・ブンデスリーガ	TASK FORCE SPORTMEDIZIN/SONDERSPIELBETRIEB IM PROFIFUSSBALL (独語)

RESPECT

大切に思うこと

サッカーがある日常が戻りつつあります。

大好きなサッカーができるという当たり前のことが、
どんなに素晴らしく、価値のあることなのか、
あらためて気づいた人も多いのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は恐ろしい病気です。
しかし、怖いのはウイルスだけではありません。
風評やデマ、誹謗中傷——
それに翻弄されることもまた、危険なことです。
感染者や医療従事者などに対する偏見や差別も、
決してあってはなりません。

私たちの命や生活を支えてくれる人たちに、
感謝とエールを送りましょう。

感染症への不安からサッカーへの参加を
迷っている人もいるでしょう。
今は自粛しようという気持ちになるのも当然のことです。
自分と異なる考えを持った人たちを
排除したりせず、理解し、尊重しましょう。

私たちは スポーツを愛する仲間なのだから。

みんなが安心してプレーできる環境づくりを
目指していきたい。

大切なサッカーを、 自分たちの手で守っていききたい。

そのために、リスペクト——。
関わりある人々やすべてを
大切に思うこと。

